特定都市河川浸水被害対策法の概要について

流域治水関連法の一部を改正する法律　（令和3年法律第31号）

流域治水の実効性を高め、強力に推進するため、「流域治水関連法」では、以下の9法律を一体的に改正
①特定都市河川浸水被害対策法、②河川法、③下水道法、④水防法、⑤土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律、⑥都市計画法、⑦防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律、⑧都市緑地法、⑨建築基準法 【公布：R3.5.10 ／ 施行：公布から3ヶ月又は6ヶ月以内】

法的枠組「流域治水関連法」の整備が必要

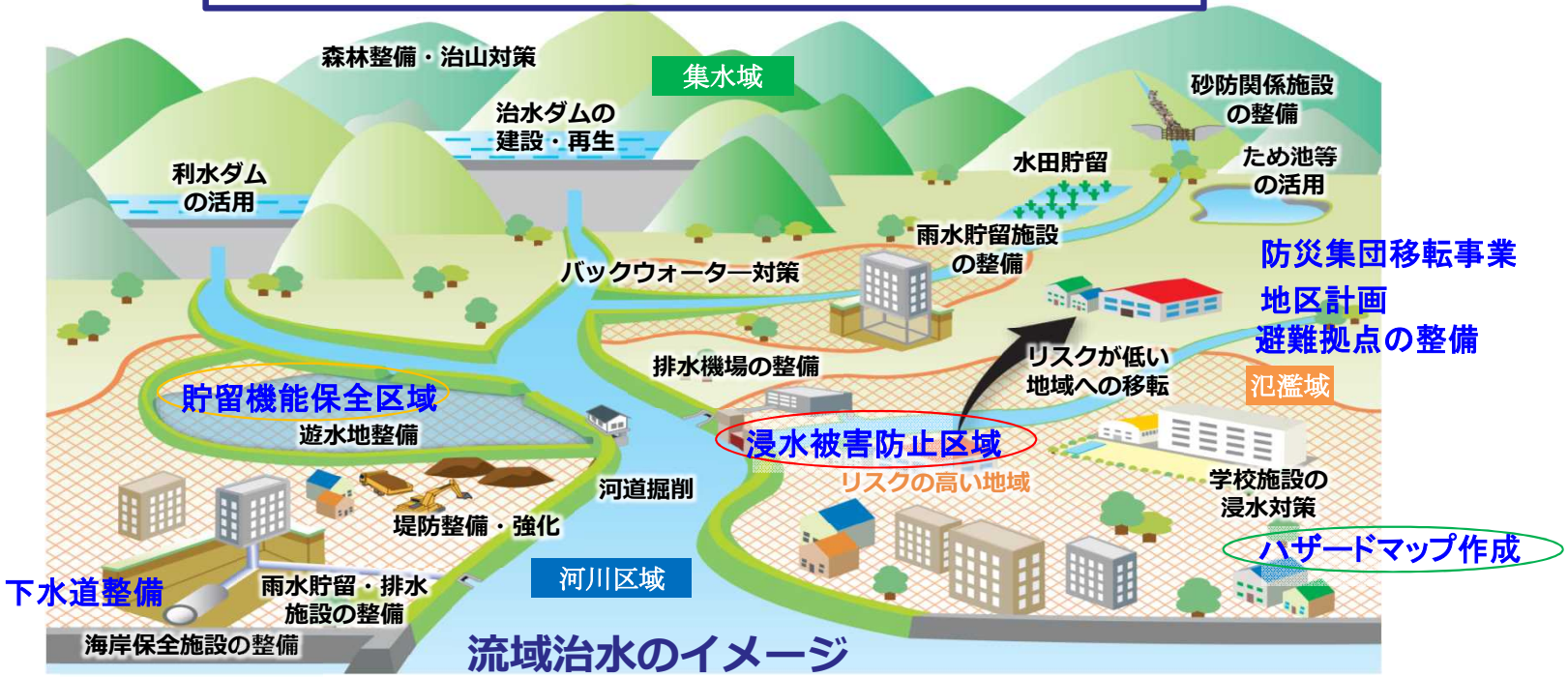

「特定都市河川浸水被害対策法」の一部改正

① 特定都市河川の指定要件の見直し
② 流域水害対策計画の充実、協議会制度の創設
③ 地方公共団体や民間事業者による雨水貯留浸透施設の整備促進
④ 貯留機能保全区域制度の創設
⑤ 浸水被害防止区域制度の創設

6ヶ月以内施行

※R3.11.1施行

特定都市河川の指定状況

○　市街化の進展により河川整備のみでは浸水被害の防止が困難なことから、河川整備、下水道整備に加え、流域における雨水貯留浸透施設の整備などの流出抑制対策を一体的に推進する河川として、特定都市河川浸水被害対策法に基づき特定都市河川を指定

○　令和3年5月末現在、政令指定都市をはじめとする大都市部を貫流する8水系64河川の指定されている。

○　流域治水関連法施行後、R3.12.24 【一級水系】大和川水系大和川等（奈良県）、R4.7.25 【一級水系】江の川水系江の川等、及び【二級水系】本川水系本川（広島県）が指定された。

＜特定都市河川の一覧＞

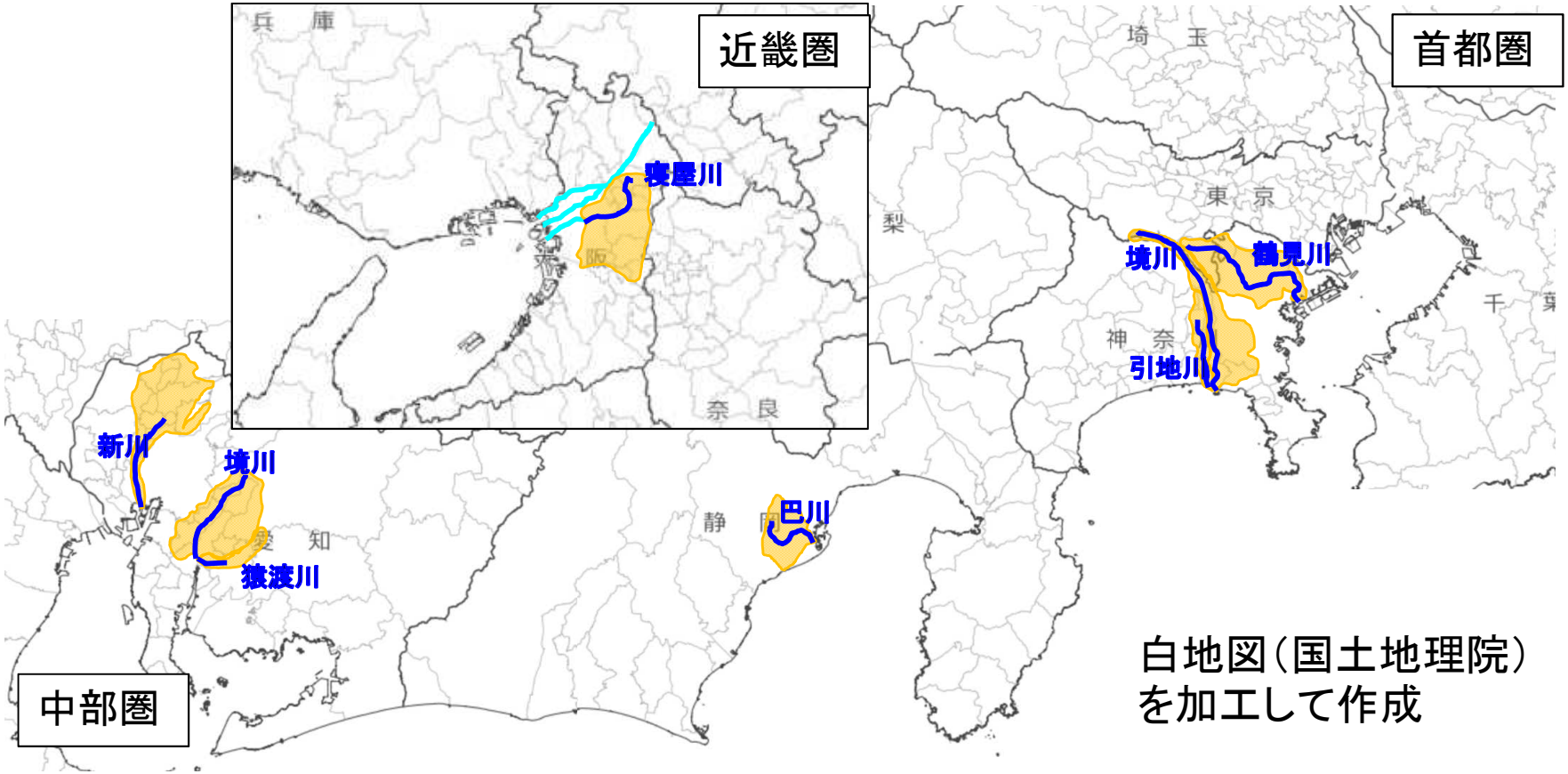

白地図（国土地理院）を加工して作成

特定都市河川の指定要件の見直し

R3.11.1施行

○　気候変動の影響による降雨量の増加により、現行の特定都市河川の指定要件(※)である「市街化の進展」以外の自然的条件等の理由により浸水被害防止が困難な河川において、従来想定していなかった規模での水災が頻発。（※）現行の特定都市河川の指定要件　＝河道整備等による浸水被害の防止が市街化の進展により困難な河川

○　これらの河川についても特定都市河川法の指定対象とし、流域一体となった浸水被害対策を講ずる必要。

【改正概要】

特定都市河川の指定要件に、「接続する河川の状況」又は「河川の周辺の地形等の自然的条件の特殊性」により河道等の整備による浸水被害の防止が困難な河川を追加

指定候補河川のイメージ（①から③のいずれか）

指定要件追加

河道等の整備による浸水被害の防止が①により困難な河川

①市街化の進展

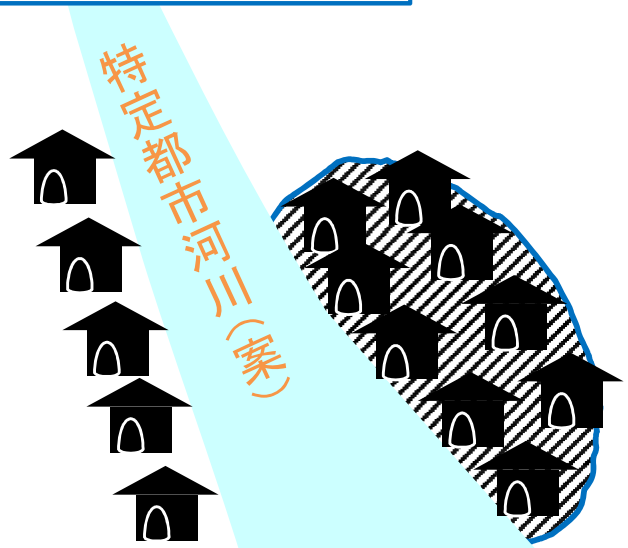

市街化区域等の人口・資産が集積した区域を流下

河道等の整備による浸水被害の防止が②又は③により困難な河川

②接続する河川の状況

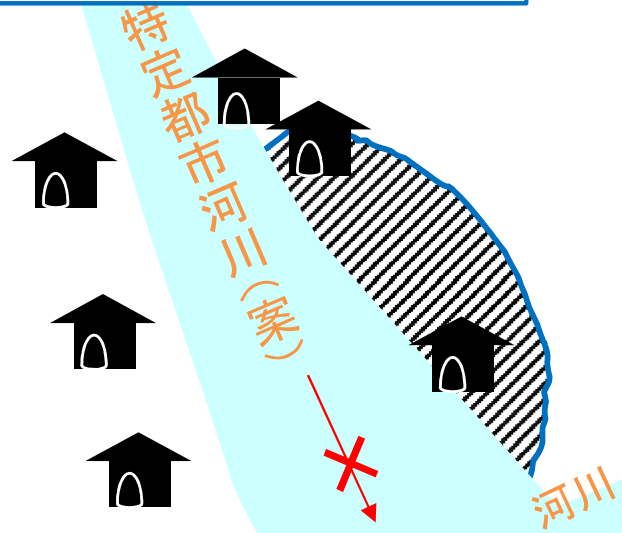

接続する河川の水位が高い際支川からの排水困難

③周辺地形その他の自然的条件

狭隘部により流下困難
その他地質、自然条件等

流域水害対策計画、協議会制度

R3.11.1施行

○ 特定都市河川及び流域が指定されたときは、**特定都市河川の河川管理者**、特定都市河川流域内の**都道府県及び市町村の長**、**特定都市下水道の下水道管理者**は、共同して**流域水害対策計画を定めなければならない**。

○ 当該計画の策定にあたっては、必要に応じて、学識経験者への意見聴取、公聴会の開催等流域内の住民の意見を反映させる措置を講じなければならない。

【流域水害対策協議会の組織】 第6条より

特定都市河川及び特定都市河川流域が指定されたときは、河川管理者等は、共同して、流域水害対策計画の作成及び変更に関する協議並びに流域水害対策計画の実施に係る連絡調整を行うため、流域水害対策協議会を組織するものとする。

【流域水害対策協議会のイメージ】

（協議会設置）

国土交通大臣指定河川：設置必須
都道府県知事指定河川：設置任意

（構成員）

- 流域水害対策計画策定主体
- 接続河川の河川管理者
- 学識経験者その他の計画策定主体が必要と認める者

（協議事項の例）

- 流域水害対策計画の作成に関する協議
- 計画の実施に係る連絡調整

➡ 構成員は協議結果を尊重

【改正前からの制度】雨水浸透阻害行為の許可等

※　指定に伴い即時に必要となる業務：法第30条に基づく雨水浸透阻害行為の許可に関する業務

○　宅地等以外の土地で行う一定規模（1,000m2※）以上の雨水浸透阻害行為（土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある行為）は対策工事（雨水貯留浸透施設の設置）が必要。

※都道府県等の条例で500m2以上1,000m2未満とする範囲内で別に定めることができる。

許可の対象となる雨水浸透阻害行為

許可の対象となる雨水浸透阻害行為として、以下の４つの行為を規定している。

1）「宅地等」にするために行う土地の形質の変更

「宅地等」以外の土地（流出係数　小）

【山地】　【林地】
【耕地】　【原野（草地）】
【締め固められていない土地】

雨水浸透阻害行為

「宅地等」に含まれる土地（流出係数　大）

【宅地】　【道路】
【池沼】　【水路】　【ため池】
【鉄道線路】　【飛行場】

2）土地の舗装　　例）農地の駐車場への改変
3）排水施設を伴うゴルフ場、運動場等の設置
4）ローラー等により土地を締め固める行為

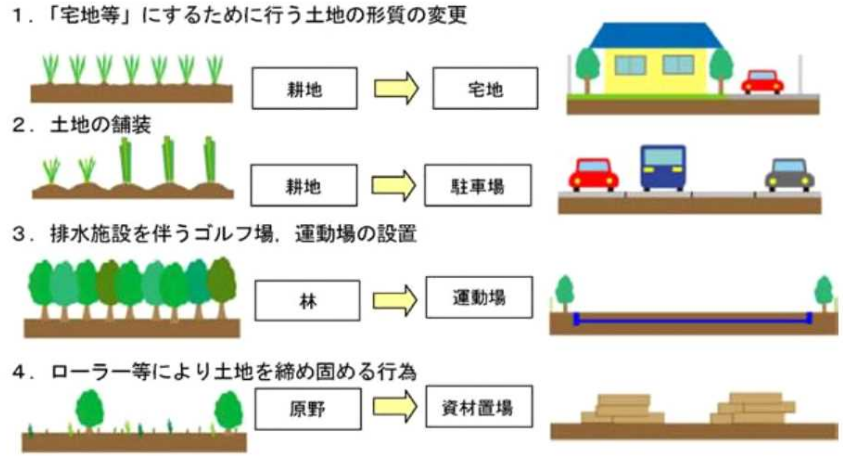

※宅地、池沼、水路、ため池、道路、鉄道線路、飛行場の土地は「宅地等」として当該土地で行われる行為は雨水浸透阻害行為に該当しない。

※宅地の判断　⇒　土地登記簿に記載された地目及び現地写真、航空写真等により判断。

<上記雨水浸透阻害行為に対する対策量のイメージ>

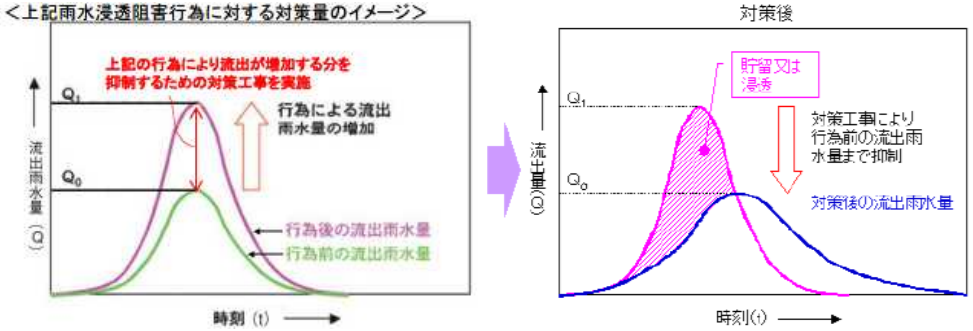

<対策工事の事例：建物の地下に雨水貯留施設を設置>

雨水浸透阻害行為の許可は、都市計画法の開発許可窓口との一本化及び申請書類の共通化を図ることにより、宅地開発等の手続が煩雑とならないよう措置することが望ましい。

■　既に着手している行為の許可の取扱い

法第3条に基づく特定都市河川及び特定都市河川流域の指定時点において次のいずれかに該当する行為（以下「既着手行為」という。）については、雨水浸透阻害行為の許可を要しないものである。

1）既に工事に着手している行為
2）都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条に規定する開発行為の許可を要する行為で、既に当該許可を受けているもの
3）事業採択されている等、既に事業化されている行為
4）都市計画事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業として行う行為で、既に当該事業の施行に係る認可を受けているもの

【改正前からの制度】保全調整池の指定等

○　一定規模（100m3※）以上の防災調整池を保全調整地として都道府県知事等が指定し、機能を阻害するおそれのある行為（埋立て等）に対する届出を義務づけ。都道府県知事等は必要に応じて助言・勧告。

※都道府県等の条例で引き下げ可能。

○　流域内住民等が雨水貯留浸透に自ら務める等の努力義務が規定。

（2）保全調整池に係る行為の届出

既存防災調整池を保全調整池として指定できる。

埋立てのように、**機能を阻害するおそれのある行為**は知事等への届出義務

従前の防災調整池

埋め立て後の状況

（3）保全調整池に係る管理協定

地方公共団体が所有者と協定を締結して**管理できる**。

（4）流域内住民等の努力義務

雨水貯留浸透に**自ら努力**。河川管理者等の措置に**協力**。

【保全調整池の指定要件】
（1）宅地開発等指導要綱に基づいて設置されたもの、又は宅地開発等指導要綱に基づかないものであっても地方公共団体の指導又は要請に基づいて設置されたもの。
（2）浸水被害の防止の目的をもって人工的に設置されたもの。
（3）防災調整池の敷地の所有者及び管理者が、洪水調節等を目的として設置されていると認識し、管理しているもの。

貯留機能保全区域制度の創設

R3.11.1施行

○ 河川沿いの低地や流域内の窪地など、過去より保全されてきた浸水の拡大を抑制する効用を保全するため、洪水や雨水を一時的に貯留する機能を有する土地について、都道府県知事等（政令市長、中核市長）が、市町村長からの意見を聴取し、土地の所有者の同意を得た上で、貯留機能保全区域として指定することができる。

○ 区域内の土地において盛土、塀の設置等を実施する場合、事前に都道府県知事等に届出（着手する30日前までの届出義務）なければならない。都道府県知事等は届出に対して必要な助言又は勧告をすることができる

○都道府県知事等は市町村長や土地の所有者の意見聴取により指定を解除することができる。

【貯留機能保全区域のイメージ】

洪水・雨水の貯留機能を有する土地の例

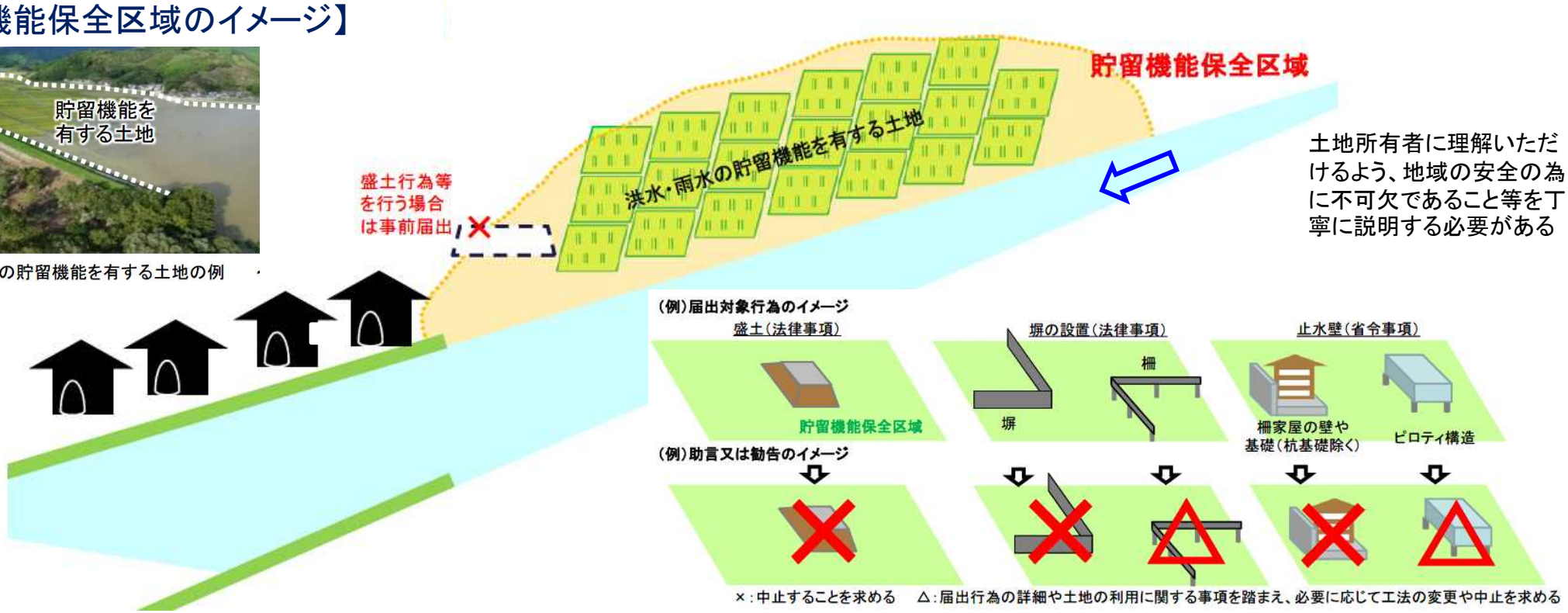

土地所有者に理解いただけるよう、地域の安全の為に不可欠であること等を丁寧に説明する必要がある

特例措置の内容

【固定資産税・都市計画税】
貯留機能保全区域の指定を受けている土地に係る固定資産税及び都市計画税について、指定後3年間、課税標準を2／3～5／6の範囲内で市町村の条例で定める割合とする。（参酌標準：3／4）
【適用期限】
3年間（令和4年4月1日～令和7年3月31日）特例措置を創設。

浸水被害防止区域制度の創設

R3.11.1施行

○ 高齢者等の要配慮者の方をはじめとする人の生命・身体を保護するため、洪水が発生した場合に著しい危害が生ずるおそれがある区域を、都道府県知事が市町村長からの意見聴取等を実施した上で、「浸水被害防止区域」として指定し、開発規制・建築規制を措置することができる。

○ 開発規制については、住宅（非自己）・要配慮者施設等の盛土・切土等を伴う開発行為を対象に、洪水等に対する土地の安全上必要な措置が講じているか事前許可が必要。
（あわせて都市計画法における開発の原則禁止の区域（レッドゾーン）に追加。また防災集団移転促進事業の移転対象区域に追加。）

○ 建築規制については、住宅（自己・非自己）、要配慮者施設等の建築行為を対象に、居室の床面を基準水位以上、洪水等に対して安全な構造としているか等の事前許可が必要。

○ なお、河道又は洪水調節ダムの整備の実施などにより指定を解除することができる。

【指定の候補となる事項】

- 床上浸水被害が発生するなど、基準水位（居室の床面の高さ）以上の浸水が想定される区域
- 平屋の建築物が水没し、水平避難が必要となるような浸水が想定される区域
- 多段階の浸水想定区域データを用いて、一定以上の浸水深が発生しやすい区域
- 河川整備計画完成時においても一定以上の浸水深が発生する区域
- 都市浸水想定やハザードマップで著しい浸水が想定されている区域
- 家屋倒壊危険ゾーン
- 今後、まちづくりとしても都市的土地利用を避けていく方針の区域
- 病院や要配慮者施設の新設を抑制するべき区域、新設の場合でも対策が必要な区域
- 既設住宅・施設のピロティ―化や耐水化を促進させるべき区域
- 生命・人命の確保のために集団移転をした方がよい区域

【浸水被害防止区域のイメージ】

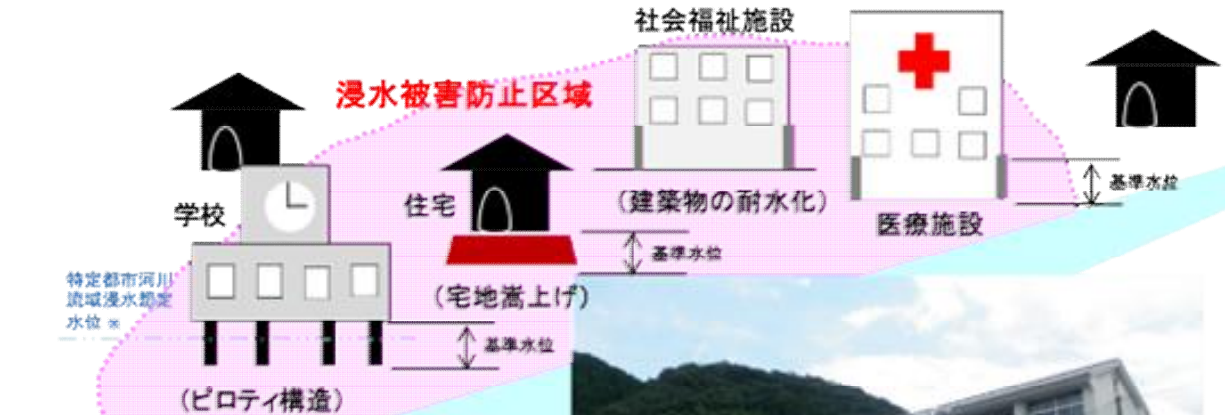

ピロティ構造の事例

地方公共団体や民間事業者による雨水貯留浸透施設の整備促進

R3.11.1施行

～①地方公共団体への法定補助制度創設、②民間事業者等による計画認定制度創設～

気候変動による降雨量の増加を勘案し、特定都市河川流域において、地方公共団体や民間事業者等の流域関係者が一体となって、追加的な雨水浸透や貯留に係る取組を一層促進する必要。

※都市計画法の開発許可により設置する雨水貯留浸透施設は対象とはならない。追加的なものが適応

【改正概要】

① 地方公共団体に対する法定補助制度や国有財産の活用制度創設

流域水害対策計画に基づく雨水貯留浸透施設を設置する地方公共団体（河川管理者及び下水道管理者を除く）に対し、法定補助制度を創設。また、普通財産である国有地の無償貸付又は譲与を措置

② 民間事業者等による雨水貯留浸透施設整備に係る認定制度創設

民間事業者が行う一定規模以上の容量や適切な管理方法等の条件を満たした雨水貯留浸透施設整備に係る計画認定制度を創設。認定事業者への施設設置費用に係る法定補助、地方公共団体による管理協定制度等を措置

【①地方公共団体に対する法定補助制度等の概要】

【主体】　地方公共団体（河川管理者及び下水道管理者を除く）

【対象事業】流域水害対策計画に基づく雨水貯留浸透施設の設置に係る事業

【補助率】 1/2　※補助率は政令で規定予定

【その他】 国有地の無償貸付または譲与

【防災調整池】

【校庭を活用した貯留施設】

【②民間事業者等による雨水貯留浸透施設整備に係る計画認定制度の概要】

民間事業者等

（計画への記載事項）
- 雨水貯留浸透施設の位置、規模、構造・設備
- 雨水貯留浸透施設の管理方法・期間
- 雨水貯留浸透施設の設置に係る資金計画　等

認定申請 →

← 認定

都道府県知事等

（認定の効果）
- 国又は地方公共団体による費用補助
- 管理協定締結に基づく地方公共団体による施設管理　等

特定都市河川指定に伴い必要となる事務

	業務内容	許可権者・実施者
①即時に施工される業務 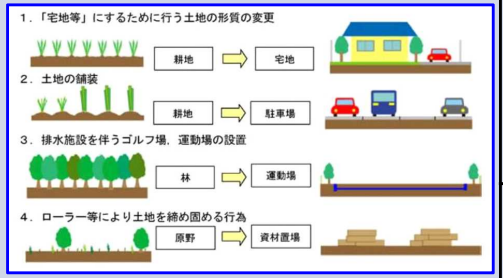 	・雨水浸透阻害行為の許可に関する業務 （法第30条　雨水浸透阻害行為の許可） （法第38条　工事完了の検査） （法第41条　監督処分） （法第42条　立ち入り検査） （法第43条　報告徴収）	都道府県知事（地方自治法第252条の19第1項の指定都市、同法第252条の22第1項の中核市又は同法第252条の17の2第1項に基づき法第3章第1節及び第2節（第40条、第47条を除く。）に規定する都道府県知事の権限に属する事務の全部を処理することとされた市町村の区域内にあっては、これらの市町村。以下「都道府県等」という。）の長
	・基準降雨の公示に関する業務 （令第9条）	都道府県等の長
②早期に実施すべき業務	・流域水害対策計画の策定に関する業務 （法第4条）	当該特定都市河川の河川管理者、当該特定都市河川流域の都道府県及び市町村の長並びに当該特定都市河川流域に係る特定都市下水道の下水道管理者（以下「河川管理者等」という。）
	・流域水害対策協議会の組織に関する業務 （法第6条、7条）	河川管理者等
③流域水害対策計画に基づき実施する業務	・流域水害対策計画の実施に関する業務 （法第5条）	河川管理者等
	・雨水貯留浸透施設整備計画の認定に関する業務 （法第11条、13条、15条、19条）	都道府県等の長
④随時実施していくべき業務	・保全調整池の指定に関する業務 （法第44条、45条、46条、48条、77条）	都道府県等の長
	・貯留機能保全区域の指定等に関する業務 （法第53条、54条、55条）	都道府県等の長
	・浸水被害防止区域の指定等に関する業務 （法第56条、57条、63条、66条、73条、74条、75条、76条）	都道府県知事

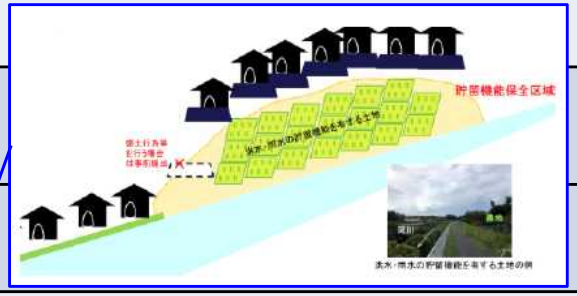

1．流域治水

新規事項

流域治水関連法（特定都市河川の指定拡大）による流域対策の推進

○ 全国の一級水系・二級水系を対象に、特定都市河川の指定拡大を目指す。
○ 特定都市河川の指定後、速やかに「流域水害対策計画」※を策定し、流域の公共・民間によるハード・ソフトの取組を計画的に実行するため、都道府県による計画策定を支援。

※特定都市河川浸水被害対策法第4条第1項の規定に基づき河川管理者・地方公共団体が共同して作成

背景・課題

○流域治水関連法に基づき、特定都市河川の指定を全国に拡大する必要。

○指定後、浸水被害防止区域、貯留機能保全区域、貯留浸透施設等、実効性の高い対策を含む流域全体の計画を策定するためには、流出・氾濫解析や関係者との協議・調整等、多大な調査・検討を要する。

特定都市河川の指定　全国の河川へ指定を拡大

▼

流域水害対策協議会の設置　目標設定、対策等の調査・検討

▼

流域水害対策計画の作成

計画期間／対策の基本方針／目標降雨／当該降雨が生じた場合の浸水想定／河川の整備／河川管理者による雨水貯留浸透施設の整備／下水道の整備／公共・民間による雨水貯留浸透施設の整備等／下水道のポンプ操作／浸水想定内の土地の利用／貯留機能保全区域の指定の方針／浸水被害防止区域の指定の方針／被害拡大の防止のための措置　等

関係者の協働により、計画に基づく「流域治水」を**本格的に実践**

新規事項

○全国の一級・二級水系を対象に指定候補と流域水害対策計画策定のロードマップを公表（数百河川程度）。

○流域水害対策計画作成事業を創設※し、都道府県が行う「流域水害対策計画」の作成に要する調査・検討費用を支援。

※特定都市河川浸水被害対策推進事業に当該事業を追加

〈特定都市河川流域におけるハード・ソフトの取組イメージ〉